

**2015年度
横浜市の予算編成に対する
日本共産党の要望**

2014年9月1日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室
TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

目 次

2015年度予算編成にあたっての要望	2
【政策局】	3
【総務局】【危機管理室】	4
【財政局】	5
【市民局】	6
【文化観光局】	6
【経済局】	6
【こども青少年局】	7
【健康福祉局】	9
【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	13
【資源循環局】	14
【建築局】	14
【都市整備局】	15
【道路局】	16
【港湾局】	16
【消防局】	17
【水道局】	17
【交通局】	18
【病院経営局】	18
【教育委員会】	18

2014年9月1日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市会議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2015年度予算編成にあたっての要望

林市長におかれては、2期目の市政運営として、2年目を迎えておられます。私たちが憂慮しているのは、安倍政権がすすめる経済政策・アベノミクスを取り込んで横浜市のまちづくりを推進し、財政運営されていることです。

アベノミクス第2の矢は大型開発事業の財政出動を行うもので、本市における高速横浜環状道路北西線・南線、国際コンテナ戦略港湾の南本牧ふ頭整備事業には、特段の国費が投入されています。それに伴い、市費投入もテンポアップしています。新市庁舎建設も巨大公共事業であり、国の政策に沿うものです。これらは、国債と市債の発行残高増をもたらし、少子高齢化社会の進行のなか、次世代への負担のつけ回しとなります。一方、市債発行額に上限のあるなかで、これらの事業によって、生活関連のインフラ整備や防災対策が所要の予算を確保できないでいます。その分、市民生活が置き去りとなっています。

安倍首相は、カジノについて「日本の成長戦略の大きな目玉の一つ」と公言し、5月30日にはシンガポールを視察し、「IRが実際に大きな成功を収めている姿を視察した。観光振興、地域振興、産業振興に資することが大きい」と、カジノ解禁に極めて積極的です。林市長は7月30日の記者会見で、カジノについて「シンガポールは(年間売り上げが)4000億円を超えている」と、税収増対策として「将来のためにやっていくべき」と明言されています。ここでも国と同じスタンスです。

各種大型公共事業を東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて前倒し執行することは、財政負担だけでなく、建設職人不足、資材高騰をもたらし、3・11被災地の復興事業の足を結果として引っ張ることになるということに目を向けるべきです。もともと、横浜環状北西線にしても新市庁舎にしても、東京オリンピック・パラリンピック成功となんら関係がない事業です。

こうした国策に追随する市政は、憲法が規定する地方自治体のあり方に根本から反しています。地方自治体が国の下請けとなることは、旧憲法への逆戻りです。

本要望書は、市内の諸団体との懇談で出された要望や、市議団が取り組んだ市民アンケートに寄せられた要望などを局別にまとめたものです。中学校給食の実施や、全国的にみても大きく遅れている小児医療費無料化の年齢引き上げなどは急務です。

その実現には、当然のこととして財源が必要です。国策追随路線を転換し、そこから必要な財源を捻出すれば、これらの要望は実現することができます。この立場から予算編成を切望するものです。

【政策局】

1. 人口減少社会にむけて

- (1) 高齢化や人口減少に伴い、買い物や通院などの足の確保が困難な地域が拡大している。地域の社会的条件・環境等の変化に即して、公共交通路線の再編・新設や各種移動手段の導入を進め、公共交通網の再構築を図ること。
- (2) 税金・雇用等の確保策としてカジノ誘致は行わないこと。

2. 公共施設の保全・長寿命化

- (1) 新市庁舎建設や高速横浜環状道路など新規大型公共事業偏重を見直し、既存の公共施設の保全事業に軸足を移し、所要の予算を計上すること。

3. 大都市制度

- (1) 第30次地方制度調査会の答申に基づいて、総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くこと。
- (2) 区の役割が拡充できるように、予算編成権や区長の準公選制などについて、具体的に検討すること。
- (3) 区政における住民参画機会の仕組み（区協議会）の設置や、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など、新たな仕組みづくりを進めること。

4. 米軍基地、同跡地関係

- (1) 横須賀港を母港とする米原子力空母の存在を正しく認識し、「防災計画」の中に位置付けること。原子力事故に対応するため、国任せにせず市として住民の避難計画を策定し、そのために必要な機材・装置の配備を整えること。
- (2) 池子米軍住宅の横浜市域側での追加建設計画の撤回を国に求めること。
- (3) ノースドッグ、鶴見貯油施設、返還が日米合意されている根岸米軍住宅の早期返還を国・米軍に働きかけること。
- (4) 深谷通信所跡地（国有地）の利用については、無償貸与ならびに譲与を国に働きかけること。防衛省は、野球場や菜園など地域住民の利用を来年3月末までで打ち切るとしているが、引き続き利用できるようにすること。さらに、跡地利用計画は、地元の要望を十分取り入れて作成すること。
- (5) 来年返還予定の上瀬谷通信基地跡地の利用については、地権者及び横浜市民の要望を最大限生かすよう、市として積極的に国に働きかけること。
- (6) 米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民のライフラインをはじめとする生活権を保障するように、米軍および国に対して働きかけること。

5. 平和都市

- (1) 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう、国へ申し入れること。
- (2) 平和市長会議への参加にふさわしく、横浜市として非核平和都市宣言を行うこと。
- (3) ピースメッセンジャー都市である横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の軍事的利用については、入港・接岸を認めないこと。
- (4) 広島・長崎市主催の平和式典や原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣など、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援及び広報予算を大幅に拡充すること。
- (5) 横浜大空襲の日（5月29日）を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・

強化すること。

- (6) 空襲・戦災の悲惨さを後世に伝えるために「横浜平和会館(仮称)」を、都市発展記念館とは別に設置するよう検討すること。
- (7) 本市防災訓練に米軍の参加を求めないこと。
- (8) 米軍が厚木基地を使用するオスプレイの運用については、県内基地関係市と連携し、反対を貫くこと。
- (9) 自衛隊の各区行事等への参加は、自衛隊のPRに行政が手を貸すことになるため、やめるよう各区へ伝えること。
- (10) 集団的自衛権行使容認の閣議決定に伴い自衛官募集が強化されているが、募集業務に関して市として便宜を図らないこと。

6. 原子力発電所関連

- (1) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域にあり、直下の活断層が指摘されている。横浜市は偏西風によって放射能の影響を受ける恐れがあるため、廃炉を強く国に求めること。
- (2) 大飯原子力発電所運転差し止め判決を受け、国内すべての原発の再稼働中止を国と東京電力に求めること。
- (3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約38億円の支払いを強く求め、応じない額については訴訟を提起するなど、対応を強化すること。

【総務局】【危機管理室】

1. 新市庁舎建設計画

- (1) 現行の新市庁舎建設計画は、東日本大震災の復興を優先させるためにも白紙に戻し、位置、必要な規模や市役所のあり方について、市民的議論を重ねた上で、再検討すること。

2. 市民利用施設の統廃合計画

- (1) 公園プール・余熱利用温水プールは統廃合せず、利用促進をいっそう図り、存続すること。

3. 横浜市防災計画のさらなる改善

- (1) 防災・減災の目標として、「人命被害ゼロ」を明確に掲げること。
- (2) 災害の未然防止対策を最優先に位置付けるとともに、新しい知見、経験を反映させて「防災計画」、「地震防災戦略」等の防災対策・施策を適宜に見直し、改定すること。
- (3) 差し迫っているとされる首都直下型大地震を正面にとらえ、災害の未然防止の「備え」に力を傾注すること。

首都直下型大地震の被害については、関東大震災をはじめ、直近の阪神淡路大震災、中越大地震の実体験や文書記録など、情報、データが豊富に存在している。特に関東大震災の検証に基づいて、未然防止の「備え」について市民に周知すること。

- (4) 本市のまちづくりに関わるすべての機関・機構の構成に災害・防災対策の専門家の参加を求めること。

横浜駅周辺地区をはじめ本市の都心臨海部のほぼ全域が津波浸水地域であること、埋め立て・盛土造成地盤や木造住宅密集地区が広大であること、多数の危険物大量保管施

設が立地すること等々から、本市の災害特性をふまえた災害・防災対策を基本に位置づけたまちづくり計画とすること。

(5)「わが身・わが家族・わが地域は自ら守る」ことを、市民の共通認識とするよう、啓発を強化すること。

パンフレット「わが家の地震対策」は、配布しただけで終わっており、活用されていないため、地震防災市民憲章とともに、市民への啓発の重要なツールとして、あらゆる機会に活用することを全庁あげて実践すること。また、耐震・耐火化の住宅改修が、「わが身、わが家族、わが地域を守る」上で、最優先・重要な課題であることをすべての市民・世帯に、理解されるよう様々な方法で啓発を強化すること。

4. 土砂災害対策

(1) 本市の災害特性の代表的なものは、市内全域に急傾斜斜面地・崖があり、人工地盤である谷を埋めた盛土造成地等の不安定地盤が広大に存在していることであり、昨今の記録的豪雨が発生した場合、これらの不安定地盤が破壊される可能性が大きい。

広島市での土砂災害を教訓に、本市においても記録的豪雨による土砂災害に備え、370万市民の命と財産を守る本市の使命に照らし、国・県の指示を待つのではなく、災害特性に見合った本市独自の被害想定、災害の未然防止策を確立すること。

(2) 上記の対策を確立させるために、専門家の英知を結集した研究・検証する体制を確立すること。

【財政局】

1. 市民利用施設

(1) 多くの施設で利用料値上げとなる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、利用抑制につながるため、撤回すること。

(2) 県有施設の機能縮小・統廃合、市町村・団体への補助金・負担金の廃止・削減については、引き続き反対の意思を示すこと。

2. 公共施設跡地利用

(1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地の利用については、地域住民・区民の要望を聞いて決めること。

3. 入札・契約

(1) 予定価格の設定にあたっては、国交省の要請に基づいた適正価格によって積算するとともに、法的根拠のない「歩切」はやめ、小規模工事も含めて最低制限価格を95%以上に設定すること。

(2) 工事によりばらつきが起きないように、設計内訳書の積算資料を公表すること。

(3) 公共工事代金の支払いについては請求書提出から20日以内を遵守すること。

(4) 市の事情による設計変更や追加工事が生じた場合には、適切な契約変更を行い、必要な工事代金を支払うこと。

(5) 補助金対象の施設整備事業において、前払い等の支払い条件や設計単価等について市発注工事に準じるとともに、適正な工期期間を設定し、合わせて設計事務所も市内企業を優先させること。

(6) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っている当該区の企業に発

注することを原則とすること。

(7) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入徹底に関して、元請け業者への指導を徹底すること。

(8) 公契約条例を制定すること。

4. 税等滞納整理

(1) 税、税外債権の滞納整理にあたっては、滞納者の生活実態を把握しない機械的な差し押さえなどの強権的発動は絶対行わず、最低生活費を残すなど滞納者が生活の再建・維持ができるよう配慮すること。

【市民局】

1. 行政区運営

(1) 地方自治法に規定された区協議会をつくり、住民の意見を反映する場を確保すること。

(2) 区づくり推進費は、区民の意見を反映して予算を組めるようにすること。

(3) 戸籍課などの窓口業務をはじめ区役所の事務事業については、非正規雇用や民間委託はせず、正規職員で対応すること。

(5) 市民が1か所で手続きや相談を行えるワンストップ対応ができるように、必要な人員配置や体制をとること。

【文化観光局】

1. 区民文化センターの整備

(1) 区民文化センターを港北区、南区に整備すること。

(2) 東アジア文化都市事業は、国際都市にふさわしい取り組みに発展させること。

【経済局】

1. 中小企業振興

(1) 中小企業振興基本条例に基づく中小企業振興策を具体的に討議するため、市内の中小企業振興推進会議のさらなる充実とともに、市内中小企業家、市民、経済団体、金融機関の代表と行政職員、研究者が参加した「産業振興会議（仮称）」を設置すること。

(2) 大企業誘致に傾斜している企業立地促進条例は廃止し、これまでの産業政策の重点を大企業誘致から市内中小企業・自営業者を育てる政策に転換すること。

(3) 各区の地域経済振興に向けて、専門的な知識や人材を持ち市全体の施策を進める局と、地域の状況を把握している区が連携して取り組み、その実効性を高める受け皿として、各区に経済振興課を設置すること。

(4) 個店に着目した事業として、空き店舗対策にとどまらず、高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」のような改装費を助成する「商店リフォーム制度（仮称）」を創設すること。

(5) 市内中小企業・自営業者の異業種交流を発展させる機会と企画・施策を展開すること。

(6) 企業立地促進条例認定企業の市内雇用及び市内中小企業への発注実績など事業実施状況報告を個別に公表し、実績の低い企業については警告、改善要求を行うこと。

- (7) 市内の「ものづくり」を支援するため、横浜市中小製造業設備投資等助成制度を拡充し、工場賃借料、固定資産税、工作機械リース料など町工場に対する固定費の助成制度を拡充すること。
- (8) 「横浜市補助金等の交付に関する規則」を改定し、同規則に基づいて50万円以上は市内中小企業に発注すること。また、同規則の対象に認可保育所や本市事業受託業者、指定管理者を加えること。
- (9) 工事責任を負う地域の建設業者・職人を組織する団体等を窓口とする「小規模工事登録制度（仮称）」をつくること。
- (10) 消費税増税による横浜経済、特に中小企業・業者への影響を調査し、新たな融資制度など適切な経済施策を打ち出すこと。
- (11) 中小企業施策一般ではなく、市内企業の54.0%を占める従業員4人以下の小企業・家族経営を重視し、無担保・無利子の特別な少額緊急融資制度など、継続的なサポート体制を含む総合的な施策をつくること。

2. 横浜経済の発展

- (1) 横浜経済発展の主要な分野や成長分野である医療・福祉・環境関連産業において、中小企業の発展にむすびつく具体的施策を策定すること。
- (2) 市内中小・中堅企業が新たな受注機会を創出できるように、自社の製品やサービス、技術的ノウハウを展示・披露する企画及び場所を作ること。
- (3) 市内経済の活性化に向けて、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業への支援に引き続き力を入れて取り組むためにも、地域経済への波及効果が高く、安心して暮らせる住まいづくりのため、「エコ」住宅への改修、住宅耐震・耐火化やバリアフリー化などの目的を包括した住宅リフォーム助成制度を創設すること。

3. 労働環境の改善

- (1) 長時間労働や残業、休日出勤の強要、パワーハラスメントや法令違反などを行う、いわゆる「ブラック企業」を根絶するため、全市的に労働相談を行い、その疑いのある企業については労働基準監督署に通報するなど、国、県との連携を強化すること。
- (2) 公共工事に携わる労働者の適正な賃金を確保する公契約条例を早期に制定すること。
- (3) 横浜経済を下支えする市内労働者の最低賃金を時給1000円以上にするよう、神奈川県最低賃金審議会及び中央最低賃金審議会に市として申し入れること。また、市内企業に働きかけること。

【こども青少年局】

1. 施設の防災対策

- (1) 民間保育所、横浜保育室、放課後児童クラブ、幼稚園の施設の耐震化が、学校施設の耐震化完了予定年度と同じく2015年度までに完了するよう支援すること。

2. 放課後児童事業

- (1) 2015年度施行予定の子ども・子育て支援新制度実施にあたって、放課後児童クラブの運営費財源が確保されるにあたり、本市の負担を減らすことなく拡充するとともに、サービスを後退させないこと。
- (2) 放課後児童クラブ運営費補助金を前年に引き続き増額し、保護者負担が月1万円以

内でおさまるようにすること。

- (3) 放課後児童クラブの移転・分割の推進をスピードアップするため、区役所に担当部署を設置するなど、引き続き推進体制をとること。

3. 保育所

- (1) 認可保育所入所希望者が全員入所できるよう、引き続き認可保育所増設による定員増を行い、定員弾力化や定員外入所は行わないこと。
- (2) 保育給付費の目的外使用については、国の通知を超えた市独自の規制をかけること。
- (3) 公立保育園縮小計画は中止すること。
- (4) 新制度移行にあたって、保育料は引き上げないこと。
- (5) 私立認可園において、一定の経験年数を有する保育士の配置基準を設けること。
- (6) 保育所の設置環境については、建築基準法令だけではなく、学校施設にならない、日照、騒音、振動等の環境基準を設けること。
- (7) 保育士のさらなる加配を行うこと。栄養士・管理栄養士、事務職員の配置を行うこと。
- (8) 常勤保育士確保策を積極的に検討・実施すること。
- (9) 横浜保育室については、認可移行が円滑にできるよう市独自の支援策を設けること。あわせて、引き続き、基本助成費と補助金を増額すること。

4. 児童虐待・育児不安への対策

- (1) 居所不明児童を発生させないよう、国や他地方自治体との連携をさらに図り、仕組みを作ること。
- (2) DV目撃による虐待の急増に対して手だてを講ずるとともに、それに必要な人員を配置すること。
- (3) 区福祉保健センターにおける児童虐待対応の係長職には、万全な対応ができるように専門職を配置すること。
- (4) 区福祉保健センターにおいて、新生児の母子訪問指導員および妊婦健診・乳幼児健診未受診者の育児支援家庭訪問員について、正規職員化を図るとともに、当面、非正規職員の処遇を改善すること。
- (5) 児童虐待等の相談件数の増加、厚木市で起きた虐待等による死亡事故などの深刻なケースに対応するため、児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員するとともに、児童相談所数を増やすこと。

5. 引きこもりの若者の自立支援

- (1) 2013年3月発表の「横浜市子ども・若者実態調査」の結果では、「引きこもり状態にある若者の推計人数8千人、引きこもり親和群の推計人数5万2千人、無業状態にある若者の推計人数5万7千人」となっている。引きこもりは本人・家族にとってはもちろん、本市の活力にとっても放置できない大問題であることから、区役所に専門部署を設置し、自立支援機関との連携を強化すること。
- (2) 不登校・引きこもり等支援の自主運営サークルについて、居場所の活動費補助を創設すること。
- (3) カフェ運営などの中間就労を行っている引きこもり支援団体への助成制度を創設すること。

(4) 引きこもりを生まない対策として、不登校の子どもの居場所づくり、高校中退者へのアウトリーチ、就労につまづいた人への支援などを実効あるものに、引き続き改善すること。

(5) 「青少年の地域活動拠点」の全区設置に向けて、スピードアップすること。

6. 原発事故による放射線被害への対応

(1) 小中学校の雨水利用システムは、原発事故後、放射能汚染汚泥のため使用中止しているが、再開に向けて調査を行うこと。

(2) 保育園、小中学校に保管中の放射能汚染物質は、国と東電の責任で処理するよう、求めること。

【健康福祉局】

1. 国民健康保険

(1) 引き続き、国に対して国民健康保険財政の悪化を招いた国庫負担の引き下げをやめ、増額するよう働きかけること。同時に、国の負担増を待つことなく市独自の国保会計への繰入を行い、これ以上の国保料の引き上げを行わないこと。

(2) 国が強行した70～74歳の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げを撤回するよう、国に対して要望すること。

(3) 2013年度から実施した旧但し書方式による国保料算定実施の中で、現在経過措置である軽減策を恒久的負担軽減策とすること。

(4) 保険料滞納者に対して、生活再建ができる分納計画を認めること。差し押さえ等は、悪質な場合を除いて行わないこと。

(5) 国保資格証の受診者で医療が必要だと判断された場合、その場で短期保険証に切り替えるなど、政府答弁書どおりの適切かつ柔軟な対応を行うこと。また、そのことを医療機関及び本人に周知すること。

2. 高齢者・介護施策

(1) 一般会計からの繰り入れで、高すぎる介護保険料の引き下げを行うこと。

(2) 「改正」介護保険法は、大幅に公的介護の責任を後退させるものであるため、制度の中止・撤回を国に対して求めること。

(3) 「新たな総合事業」は、利用者に必要な介護サービス、多彩な生活支援がしっかり保障される事業として実施すること。

(4) 様々な介護保険の事業計画を具体化する際に、計画策定の段階で住民参加を保証すること。

(5) 絶対的に不足している特別養護老人ホームの増設を行うこと。同時に、別の施策として低所得者・高齢者向けの住まいの確保を行うこと。

(6) 介護職の抜本的な処遇改善を国に対して求めること。また、市独自の人材確保策を推進し、研修中についても十分な生活支援や家賃支援を行い、施設に対して研修中の欠員による人員補充のための補助を行うこと。

3. 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度の保険料の引き下げを、本市として広域連合へ求めること。

(2) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう、国に働きかけること。

(3) 滞納したことを懲罰とするような短期保険証の発行はやめること。

4. 障害者施策

(1) 昨年の障害者権利条約批准を受け、抜本的な障害者施策の推進を求め、まずは今回の批准に基づいた市条例を策定すること。

(2) 区に配置されている精神障害者支援医療ソーシャルワーカーの抜本的増員を行うこと。

(3) “横浜型”アウトリーチ機能をより拡充すべく、生活支援センターの機能強化を図ること。また、A型B型の機能格差を是正すること。

(4) 施設床面積 275 ㎡以下のグループホームに対して、スプリンクラー設置助成を市独自で行い、設置を推進すること。

(5) 精神障害者の多機能型地域生活拠点の整備を促進すること。

(6) 福祉のまちづくり条例で定められている施設整備のバリアフリー化を進めるための助成制度を創設すること。

(7) 現在 NPO 法人には認められていない就労継続支援 A 型 B 型にも、社会福祉法人に認められている設置費補助金を適用すること。

(8) 精神障害者の職場定着支援策の充実・強化を図ること。

(9) 本市及び本市関係機関における精神障害者雇用の実現と実習先の拡大・充実を図ること。また、知的障害者の本市雇用の拡大・正規職員としての採用を図ること。

(10) 精神障害者の採用カウントを現在週 30 時間となっているものを、少ない時間でもカウントできるように、国に対して働き掛けること。

(11) 重度障害者医療費助成制度を、1 級の入院、2 級の通院・入院にも適用すること。

(12) 精神障害者の救急医療体制を拡充するとともに、身体合併症の受け入れ病院を拡充すること。

(13) 三障害一元化の観点から、他の障害では無料になっている医師の診断書を、精神障害についても市の独自措置として無料にすること。

(14) 三障害一元化の観点から、JR 運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などにも精神障害者の割引を行うよう、関係機関に働きかけること。

(15) 精神障害者のグループホーム設置を進めること。

(16) 「緊急時ホットライン」の早期整備を行うこと。

(17) 就労状況が厳しい障害者にとって命綱の障害者基礎年金の削減はやめ、せめて最低限の生活ができるような額に引き上げるよう、国に求めること。また、無年金障害者を救済するために、「特別障害給付金」制度の支給範囲を拡充するよう、国に求めること。

(18) ガイドボランティアへの奨励金の減額を元に戻すこと。

(19) 所得の少ない障害者からお金を取る福祉パスは無料に戻すこと。

(20) 盲学校付近の交差点など視覚障害者がよく利用する施設を中心に、エスコートゾーンの整備促進を図ること。

(21) 福祉タクシー券・福祉パスの選択に、燃料給油券を加えること。

(22) 同行援護の基本的な理念に立ち、当事者団体が主催するような行事についても、パーソナルサービス向上の観点からガイドヘルパーの報酬算定を行うこと。

(23) 日常生活用具の対象に、電子白杖、パソコンまた音声認識ソフトを活用できるタブ

レット端末を加えること。

- (24) 国への手話言語法制定に向けて働きかけること。
- (25) 市民相談室と各区役所総合窓口には、常時手話通訳者を配置すること。
- (26) 一層のUDタクシーの普及が図られるような施策を進めること。
- (27) 車いす利用者でも住めるような住宅施策を進めること。
- (28) ガイドヘルパーの利用基準時間を元の48時間に戻すこと。
- (29) 障害者団体への育成補助金の支給を継続するとともに、増額するための実態調査などを行うこと。
- (30) 障害児の意向に沿って、普通校への障害児の入学を進めること。
- (31) 65歳以上で障害手帳を交付された人にも、福祉タクシー券を交付すること。
- (32) 障害者の移動支援施策を進めるために不可欠な移動情報センターの全区設置を進めること。
- (33) 多目的トイレの情報を、市として、ストーマ利用者に情報提供すること。また、多目的トイレの設置をバランスよく整備すること。
- (34) ストーマ装具の自己負担を撤廃すること。
- (35) 中途失聴・難聴者のため、病院でのコミュニケーション支援を確実に実施すること。
- (36) 公会堂などの公共施設への磁気ループ設置を全区で行うこと。
- (37) 軽度難聴者への補聴器交付を行うこと。
- (38) 人工内耳の更新時の費用助成を行うこと。
- (39) 駅ホームドアの設置を進めるように、国や各鉄道会社に健康福祉局として求めること。
- (40) 呼吸器障害者が大きな負担を感じている酸素吸入費用の助成、及び酸素濃縮器の電気代補助を増額すること。

5. 生活保護施策

- (1) 本市の生活保護行政が、支援が必要な人にしっかり届いているかどうか調査するため、本市における生活保護制度の補足率を明らかにすること。
- (2) 生活保護基準の増額、老齢加算の復活や夏季加算を国に求めること。
- (3) 生活保護申請書を窓口に着置し、誰でも手に取れる状況にして、申請権を保障すること。
- (4) 健康福祉局付けで配置されている警察官OBの配置をやめること。
- (5) 悪質な無料低額宿泊所に対して、厳格な監査の上、適切な指導を行うこと。
- (6) 生活保護世帯での高校生のアルバイト収入申告要件が緩和されたことの周知を行うこと。

6. 保健医療施策

- (1) 医業税制（事業税非課税、租税特別措置法第26条）の存続を求める意見書を国に対して提出すること。
- (2) 診療報酬への消費税の「ゼロ税率」適用を国に対して求めること。
- (3) 全国的にも県内でも最低レベルである小児医療費助成制度の対象年齢を、当面中学校卒業時までを目標に毎年引き上げること。また、所得制限を撤廃すること。
- (4) 公的、民間問わず深刻な医師不足を解消するため、全市的な医師不足解消対策を市

として責任をもって行うこと。例えば、市内の各病院で後期研修プログラムの充実・相互交流を行いながら、出来るだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略をもつこと。

- (5) 各区福祉保健センターの医師を増員するとともに、センター長には医師を配置すること。
- (6) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、現在モデル実施をしている内視鏡による胃がん検診を本格実施すること。
- (7) 老朽化した各区休日急患診療所の建替えは、計画を前倒しして早急に実施すること。
- (8) 耳鼻咽喉科及び眼科の二次救急医療体制整備に向けて、必要な人員体制確保のための助成措置を講ずること。
- (9) 在宅医療連携のための拠点整備を、西区にとどまらず全区で実施するために、整備・運営や人材育成確保計画を策定すること。
- (10) 医師をはじめ女性医療従事者の職場復帰等を支援するため、24時間体制の病院内保育室など、子育て環境を改善する施策を講ずること。
- (11) 年々ニーズが拡大していく保育園医確保に対応する研修を充実するため、市医師会に委託している保育園児保健医療推進補助金を増額すること。
- (12) 現在市内で一か所しかない障害者歯科センターを、検討にとどめず北部地域・南部地域に設置すること。
- (13) 医療機関に対して、医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすように働きかけ、薬局法人にも制度が適用されるような市独自の事業を行うこと。また、ホームページでの掲載にとどまらず、同制度を広く市民に周知すること。
- (14) 子宮頸がんワクチン接種副反応の実態調査を、特に実際に接種した全員を対象にして行うこと。
- (15) 不育症への助成制度を創設すること。
- (16) お産のできる診療所・助産所の運営支援策を拡充すること。また、お産のできる病院・診療所がない区（緑区・栄区・泉区）では、施設設置に向けて特別の手立てをとること。
- (17) 市内のぜん息患者数の実態を調査すること。その上で、東京や川崎のような医療費助成制度を制定すること。
- (18) 市内の看護師不足に対応する施策を抜本的に進めること。

7. 放射線被害対策

- (1) 本場や南部・食肉などの各市場での検査体制を継続させること。

8. 災害時の医療体制

- (1) 要援護者対策など近年民生委員の役割が増えていることに鑑み、民生委員の活動がしやすくなるような環境作りを行うこと。
- (2) 発災時の障害者へのきめ細やかな対応を区などの防災計画に盛り込むこと。避難所における障害者の備品・装具・設備を充分確保し、障害者に防災訓練を実施するなど、障害者の防災対策を具体化して進めること。
- (3) 災害時や緊急時における重度障害者の避難誘導をスムーズに行うため、訓練などでコミュニケーションの取り方を普段から意思疎通を図っておくこと。

- (4) 透析者に、避難施設への該当薬の保管場所を提供すること。
- (5) 膀胱・直腸障害者に、個々に応じたオストメイト等の装具の保管場所を提供すること。
- (6) 失聴者・難聴者に、災害対策として、ダイナモ付きの携帯文字ラジオを支給すること。また、災害時のテレビ番組への字幕付与を行うよう、テレビ局に要請すること。
- (7) どこに行けば医療が受けられるのかなどの発災時の医療体制がわかるように、日頃から市民に周知すること。

9. 動物

- (1) 野良猫が増えないように、ペットショップや飼い主に向けての啓蒙を行うこと。
- (2) 本市が進める地域猫の活動についての広報・啓蒙を行うこと。

【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

1. 市内農業

- (1) 環太平洋連携協定（T P P）締結による市内農業への影響を調査し、公表すること。
- (2) 経済局と連携し、農産物の地産地消をさらに進めるため、市内で営業するスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどに市内農産物の常設売り場を設置すること。
- (3) 引き続き、農家以外からの就農を増やすために、就農者への遊休農地借り入れや農業技術などの援助を行うとともに、市民への就農PRを行うこと。
- (4) 引き続き、都市の環境と防災における生産緑地の重要性について、市民への啓発に努力するとともに、生産緑地を減少させない手立てを強めること。

2. 環境・緑

- (1) 環境の保全の立場から、マンション建設や宅地造成等による斜面緑地開発を規制する条例等の整備を行うこと。
- (2) 旧既成市街地での緑化をみどりアップ事業の重点項目に据え、年次計画を設定し事業を進めること。
- (3) 建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど緑増加対策を拡充し、引き続き都市緑地法適用除外規定の廃止を国に要求すると同時に、建築局に環境設計制度でのインセンティブに敷地内緑化等を加えるなど、市独自の施策を進めること。
- (4) 緑の保全の立場から、環境創造局として、上郷開発は認めないことを宣言すること。
- (5) 市街化調整区域における開発規制を強化すること。特に、市街化調整区域における墓地開発計画では、特例解除を原則認めずに規制するとともに、名義貸しの疑いなどを厳格に審査すること。

3. 地球温暖化対策

- (1) 大飯原子力発電所の運転再開を差し止めた福井地裁判決を受け、日本をリードする大都市横浜として原発ゼロ宣言を行うこと。
- (2) 「生活環境の保全等に関する条例」での地球温暖化防止に関する条項を独立させ、市政での省エネ・創エネ施策に法的根拠を与え、すべての施策に反映させる「温暖化防止条例（仮称）」を制定すること。
- (3) 地球温暖化対策実行計画の基本方針の一つに位置付けられた地域におけるエネルギー

一の創出と地産地消の推進について、計画目標を前倒しした年次計画に改めること。

4. 放射能対応

- (1) 保土ヶ谷区仏向西の市有地に設置したモニタリングポストだけでなく、方面別に常設モニタリングポストを増設すること
- (2) 8000 ベクレル／時以下を良しとした国の方針に従うことなく、下水汚泥焼却灰は、適切な処理技術が確立するまで東電と国の責任で保管管理するよう東電と国に申し入れ、港湾区域内への埋め立て処理は行わないこと。

【資源循環局】

1. 資源化の推進

- (1) 各区に「ヨコハマ3R夢プラン」推進担当を置き、自治会、町内会、学校、企業等へ出前講座などで積極的に出向くなど、「ヨコハマ3R夢プラン」の大切さをわかりやすく市民に伝える啓発をさらに進めること。
- (2) 「さっぽろ学校給食フードリサイクル」など先進的施策を参考に、小中学校での「ヨコハマ3R夢プラン」啓発を教育委員会と協力して進めること。
- (3) 生ごみの減量化・資源化に特化した啓発活動を実施するとともに、生ごみの堆肥化、バイオガス化事業を積極的に進めること。

2. 喫煙禁止地区の推進

- (1) 大通り公園や横浜公園でのバザー会場はじめ不特定多数の人が集まる場所など喫煙禁止地区を拡大するため、関係区役所、市民、有識者等による検討機関を設置すること。

【建築局】

1. 木造住宅耐震・改修助成制度の改善・充実

- (1) 安全・安心の街づくりを推進する上で極めて有効な木造住宅の耐震・耐火化事業を、一層積極的に推進すること。そのために、本市独自の木造住宅耐震診断・改修補助制度を耐火化の視点も加味してより使いやすく、実効性のある制度に改善すること。

2. 住宅リフォーム制度の創設

- (1) 住宅改修工事の動機付けとなる耐震化、バリアフリー化、創・省エネ化等を包含した住宅リフォーム助成制度を創設すること。

3. 第7回都市計画の線引き見直しについて

- (1) 2015年度に「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」（「整開保」と略）の権限が本旨に委譲されることに伴い、「整開保」に関わる内容を含めて線引きの見直しが行われるが、市街化を規制してきた調整区域においてはこれまでどおり開発計画は認めない対応を維持すること。
- (2) 環境・みどりの保全、コンパクトなまちづくりなど、本市の基本方針に即して行うこと。また、市街化区域の緑をこれ以上減少させないために、逆線引きを積極的に行うこと。

4. 住環境・みどりの整備・保全

- (1) 市街化調整区域における開発規制を強化すること。
- (2) 環境やみどりを保全する見地から、斜面緑地開発に関連する条例等を整備・充実さ

せる改正を行うなど規制を強化すること。

- (3) 上郷開発は、「整開保」の規定に基づき、許可できないとしてきたこれまでの立場を今後も堅持し、開発を認めないこと。

5. 開発行為の規制

- (1) 条例改正が行われたにもかかわらず、公共公益負担義務逃れを目的とする分割開発が、港北区篠原町などの現場において依然として行われている。開発行為等調整条例を厳格に適用し、実効ある規制を行うこと。

6. 区役所における開発行為等相談窓口の設置

- (1) 各区役所に、開発行為や建築行為等に関する相談窓口を設置すること。

7. 市営住宅

- (1) 募集選考の倍率は高止まりしていることから、入居希望者は依然として多いことが明らかである。市営住宅について、新規建設ゼロの国の方針に従うのではなく、本市独自に新規建設に転換すること。
- (2) 既存の市営住宅団地について、大規模改修・再生等に積極的に取り組み、居住条件の向上を進めること。

【都市整備局】

1. 防災まちづくり推進室

- (1) 防災まちづくり推進室が、本市まちづくり事業の全般にわたって、防災・減災の見地からイニシアチブを発揮すること。

2. 都心臨海部再生マスタープラン

- (1) 同マスタープラン作成作業に防災の専門家の知見を反映すること。そのために、審議会委員の構成に防災分野の専門家（防災、地震、地学等の知見を有する専門家）を加えること。

3. 横浜駅周辺地区の防災対策

- (1) 一日の来街者が250万人といわれる横浜駅周辺地区は、海水面下の地下街、海拔0～1.5mの地盤から構成されている。あらゆる災害リスクを想定した市独自の防災対策を策定すること。
- (2) エキサイトよこはま22計画は、横浜駅周辺の安全、安心を確保する視点から現計画を抜本的見直すこと。

4. 地震火災対策

- (1) いえ・みち・まち整備事業が計画どおりすすまなかった教訓を活かして、木造住宅密集地域において燃え広がらない地域づくりを確実に推進すること。
- (2) 住宅耐火化建替補助制度、木造住宅耐震改修促進事業は、対象戸数に比して予算措置があまりにも貧弱である。事業の重要性、緊急性に見合った予算規模を確保すること。

5. バリアフリー化の推進

- (1) エレベーター・エスカレーター未設置駅、駅周辺道路の未整備等を解消し、公共・公益施設のバリアフリー化を一層促進すること。
- (2) 駅ホームドアの設置、駅舎の安全対策、混雑緩和等を緊急課題と位置づけ、鉄道事業者任せにせず市として積極的に推進にあたること。

【道路局】

1. 道路関係予算

- (1) 道路費予算の高速道路整備偏重を改め、一般道路整備・維持管理・保全に予算配分を最優先すること。
- (2) 生活道路の維持管理、私道整備助成、下水・公園等の維持管理等にかかわる事業を推進し、安全・安心な生活基盤の整備・充実を図るために、各区の土木事務所関連予算と人員を確保すること。

2. 生活関連道路等の整備

- (1) 通学路の安全確保とスクールゾーン対策を、引き続き、きめ細かくスピード感を持って推進すること。
- (2) 緊急交通路に指定された幹線道路、区役所へのアクセス道路について、電線の地中化を速やかに促進すること。
- (3) 鶴見区・生見尾踏切、緑区・川和踏切（横浜線中山駅付近）など、特に危険性の高い踏切については、安全対策の優先順位を定め、速やかに危険の解消を図ること。
- (4) バス停留所の上屋・ベンチ設置について、自治体の補助制度を持つ他都市に倣って、市営・民間の区別なく支援できる本市独自の補助制度を創設すること。

3. 高速横浜環状道路等

- (1) 高速横浜環状道路南線および北西線整備事業は、事業の必要性、費用対効果について説明責任が果たされておらず、事業計画は白紙撤回すること。
- (2) 同南線の土地収用法適用に向けた手続の開始は、住民無視の暴挙である。即刻、中止・撤回すること。
- (3) 高速横浜環状道路の関連街路となる都市計画道路岸谷線は、廃止すること。

4. 地域生活交通網の改善・整備の促進

- (1) 地域交通サポートシステム制度を活用し、当該地域住民との共同により地域のニーズにあった交通手段・手法を工夫して積極的に導入を図るとともに、財政的支援を行う予算措置をとること。

5. 自転車対策

- (1) 自転車利用者のマナー向上の啓発など、自転車による事故防止に効果のあがる具体的な対策を講じること。
- (2) 自転車専用レーンの設置を引き続き促進すること。
- (3) 駅周辺の放置自転車・バイクは依然としてなくなるしない。新しい技術や機材を導入するなど、自転車・バイク駐輪場の整備・充実を図ること。

【港湾局】

1. 港湾整備

- (1) 政府の国際コンテナ戦略港湾計画に与することなく、過大な貨物需要の見込をやめて、今後の世界の物流動向を見極め、効率的で需要に見合った港湾整備を目指すこと。
- (2) 港湾での雇用創出を図るための施策について、ソフト、ハード面とも強化すること。
- (3) MC-3の建設工事とMC-4建設計画は凍結するとともに、当初計画にはなかった南本牧ふ頭連絡臨港道路整備を中止すること。

- (4) 新たに計画された本牧地先の埋め立て・新たなふ頭建設は中止すること。
- (5) 山下ふ頭再整備についてはカジノ誘致による再整備ではなく、山下ふ頭での関係事業者、周辺自治会・町内会はもちろん全市的に意見等を取り入れ、市民生活向上と横浜経済に資する計画にすること。

2. 働きやすい港湾

- (1) ふ頭内の公衆トイレの衛生管理及び周辺の整備・美化の徹底し、女性用トイレを増やすこと。
- (2) 休憩所での給湯施設整備をはじめ、ふ頭内の食堂、売店などの厚生施設を充実すること。
- (3) 市街地と港湾ふ頭間の公共交通について、市バス運行時間・便数の充実及び利便性の向上を図るなど、交通網の充実を図ること。
- (4) 港湾局として、港湾を職場とする労働者を対象に、職場環境についてのアンケートを行い、働きやすい港湾環境の向上を図ること。

3. 防災・放射能対策

- (1) ふ頭内に退避施設をつくるなど、津波からの避難時間を確保するための海岸保全整備を強化すること。
- (2) 放射能汚染された下水道汚泥焼却灰の埋立は行わないこと。

【消防局】

1. 消防力の強化

- (1) さまざまな災害を想定し、そのために必要な消防力の強化を図ること。
- (2) 消防職員の健康管理を図るために、管理栄養士を配置し、巡回指導できるようにすること。
- (3) コンビナート災害に対して、国に法改正を求めるとともに、本市独自で対応が出来る仕組みを検討すること。

2. 消防団

- (1) 新入団員に、制服などの貸与品を速やかに手渡すこと。
- (2) 旧耐震基準の器具倉庫の耐震化が進むよう、計画をたてて更新すること。
- (3) 消防車両の更新は、15年を基本にして計画的に行うこと。
- (4) 被服など一斉に更新する装備品については、団ごとに装備品が変わらないように、一斉に支給できる予算措置を行うこと。
- (5) 消防団員の報酬を国基準なみに引き上げること。
- (6) 応急手当普及員の資格を他都市で取得した場合、認定期間内であれば、届け出だけで通用するよう要綱を改正すること。

【水道局】

1. 水道料金の引き下げ

- (1) 幼稚園・保育所などの社会福祉施設の水道料を減免すること。
- (2) 検針委託事業者に、救命救急や生活困窮者に対応できるよう、研修を行うこと。

【交通局】

1. 市営地下鉄

- (1) 災害や事故発生時の安全性確保のために、市営地下鉄に車掌の乗務を復活させること。
- (2) 浸水被害の可能性のある市営地下鉄施設は、沢渡及び花咲換気所に避難口を設置しているが、それにとどまらず、人員配置や避難ルートの整備等、防災について万全の備えを整えること。
- (3) 市営地下鉄ブルーラインのシールド工法部分からの漏水対策工事を急ぐこと。

2. 市営バス

- (1) バス乗務員の賃金を市職員と同じにすること。

【病院経営局】

1. 市民病院の建て替えについて

- (1) 市民病院としての役割発揮を第一目標として、できるだけ適切な予算での建て替え計画とすること。

2. 産科・周産期医療の充実

- (1) 市民病院のNICU、GCUの看護師確保にあたっては、みなと赤十字病院にならない、最優先で取り組むこと。

3. 脳血管医療センター

- (1) 脳血管医療センターが整備目的や設立理念に添った運営を行うには、独立採算性には無理があるため、一般会計繰入金をこれ以上減らさないこと。

【教育委員会】

1. 教職員の配置

- (1) 35人以下学級は、国基準や県の方針にとどまらず、市独自で教員を配置して中学校を含む小学校3年生以上の学年でも実施すること。
- (2) 本来、正規教員を配置すべきところを臨任教員ですませている現状を解消するため、教員数確定要素を見直して、正規教員の採用枠を増やすこと。
- (3) 大きな効果があると喜ばれている学校司書について、2016年度までの全校配置計画を前倒しすること。学校司書は、司書資格をもつ専任の正規職員とすること。

2. 学校施設整備

- (1) 学校から要望が上がっている緊急度の高い修繕は、子どもの安全確保から時期を逸せず、学校特別営繕費を増額して早急を実施すること。
- (2) 学校ごとの施設保全計画を、それに見合う予算額を確保し、実施すること。
- (3) 中学校プールの拠点校方式は、あかね台中学校モデル事業の検証で問題点が明らかになったことから中止し、従来通り全校でプールを整備すること。
- (4) 引き続き、格技場のない学校への格技場設置を急ぐこと。
- (5) 学校統廃合を機械的に進める「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」を教育の視点で見直すこと。

4. 学校給食

- (1) 中学校において、学校給食法に則った給食を自校方式で早期に実施すること。
- (2) 小学校給食調理業務の民間委託は、食育の観点からふさわしくないため、やめること。
- (3) 小学校の学校栄養職員を、県からの配当定数の対象とならない学校も含め、全校に正規で配置すること。
- (4) 給食食材の放射線測定は、小学校での校数を1日全市で1校から、1日ブロック別1校に増やすこと。

5. 障害児教育

- (1) 市立学校において、発達障害など「特別な支援」を要する生徒にも適切な支援ができるように、教職員配置、施設・設備面等の条件整備を行うこと。

6. 教育条件の整備

- (1) 本市としては義務教育は無償の立場で対応しているとしているが、保護者負担を必要最小限の範囲にとどめるよう、保護者負担ゼロに向けて必要な予算措置を行うこと。
- (2) 就学援助は所得基準額を生活保護費引き下げ以前の水準にもどすこと。また、申請の窓口を学校ではなく教育委員会とし、郵送を基本とすること。
- (3) 日本語習得の指導を必要としている外国籍等の生徒のため、夜間学級の設置目的に日本語の指導を明記し、充実させること。
- (4) 2007年12月25日付け「通知」に基づく「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はやめること。
- (5) 高等学校の授業料無償化を復活するよう国に求めること。
- (6) 朝鮮学校への補助金を予算計上し、交付すること。

7. 教科書・副読本等

- (1) 教科書採択は公開の原則に立ち、無記名投票はやめること。また、審議会答申を尊重すること。
- (2) 教科書の採択地区は、現行の全市1区から各行政区毎に戻すこと。
- (3) 横浜市作成の副読本「わかるヨコハマ」の関東大震災の記述において、朝鮮人虐殺の「虐殺」と軍や警察の関与が削除されたが、歴史研究の到達点に沿って、訂正すること。

8. 図書館の充実

- (1) 山内図書館の指定管理者制度は中止すること。
- (2) 市民一人当たりの図書費・蔵書冊数・貸し出し冊数が政令都市で最下位となっている。図書館の増設計画を策定するとともに、図書費を大幅に増額し、利用者の蔵書要望に応えること。